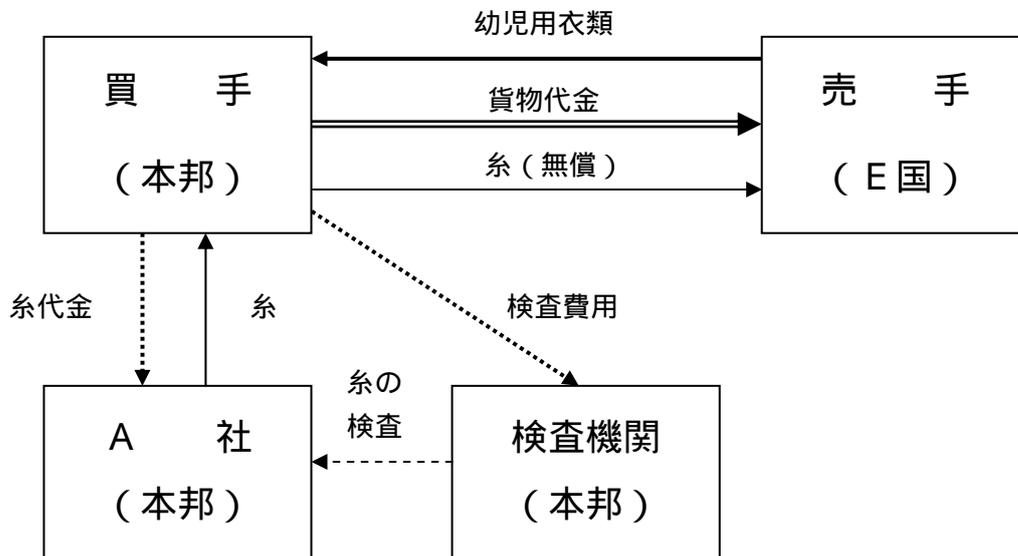


9. 輸入貨物の原材料の検査費用



【照会要旨】

当社（買手）は、幼児用衣類を売手から購入（輸入）します。

当社は、輸入貨物の生産に使用する糸を当社と特殊関係にないA社から購入し、売手に無償で提供していますが、不良品を避けるため、A社から取得する前に、本邦所在の検査機関にA社でのその糸の検査を依頼し、その検査に係る費用を支払っています。

輸入貨物の課税価格を計算するにあたって、糸の費用、輸出時に当社が負担する輸出通関費用や売手までの運賃等に加えて、糸の検査に係る費用についても、無償で提供した糸に要する費用として、現実支払価格に加算する必要がありますか。

【回答要旨】

上記の取引において、貴社が検査機関に支払う糸の検査に係る費用は、無償で提供した糸に要する費用の一部として、現実支払価格に加算する必要があります。

（理由）

「輸入貨物に組み込まれている材料、部分品又はこれらに類するもの」が買手により無償で提供された場合は、その物品に要する費用の額を現実支払価格に加算することとされています。

また、その費用の額は、その物品を買手が自己と特殊関係にない者から取得した場合には、その物品を取得するために通常要する費用によることとされています。

上記の取引において、貴社（買手）により無償で提供された糸の検査は、不良品を避けるため、A社から取得する前に行われていることから、その糸の検査費用はその糸を取得するために通常要する費用に含まれます。

【関係法令通達】

関税定率法第 4 条第 1 項第 3 号イ

関税定率法施行令第 1 条の 5 第 2 項

注記

この質疑事例は、照会に係る事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではありませんので、納税者の方々が行う具体的な取引等に適用する場合には、この回答内容と異なる課税関係が生ずることがあることにご注意ください。

(具体的な貨物の関税評価上の取扱いについて輸入申告時の審査の際に尊重される回答を希望される場合には、文書による事前教示をご利用下さい。)